協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・児童母子福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(1)	子育て支援計画（エンゼルプラン）	【施策の目標】 少子化対策の実施として、保育サービス等、子育て支援サービスの充実を図る。 【計画目標】 ・子育てに関する意識の高揚 ・母子保健の充実 ・子育てのための生活環境の整備 ・多様な保育サービスの充実 ・子育てと仕事の両立支援 ・ゆとりある学校教育と子どもの健全育成	【施策の目標】 少子化対策の実施として、保育サービス等、子育て支援サービスの充実を図る。 【計画目標】 ・子育てに関する意識の高揚 ・うるおいとぬくもりある生活環境の整備 ・多様な保育サービスの充実 ・親と子の心身の健康増進 ・一時保育事業の実施 ・緊急保育事業の実施	【施策の目標】 少子化対策の実施として、保育サービス等、子育て支援サービスの充実を図る。 【計画目標】 ・保育所での0歳児から5歳児まの受入実施 ・地域子育て支援センターの整備・充実 ・乳児相談・育児相談の実施 ・母子に遊び場として健診ホール開放（週1回）	【施策の目標】 少子化対策の実施として、保育サービス等、子育て支援サービスの充実を図る。 【計画目標】 ・保育所施設整備 ・子育て支援センターの整備

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・児童母子福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(2)	ひとり親家庭等医療費助成事業	【概要】 母子家庭等に対し医療を受けるのに必要な費用の 一部を助成することにより、母子家庭等の福祉の 増進に寄与することを目的とする。 【対象】 ・18歳未満を扶養する母子家庭の母 ・18歳未満を扶養する父子家庭の父 ・及びこれに準ずる者 【条件】 ・母子家庭等であって町内に住所を有する者 ・前年の所得税が課税されていない者(受給資格者と生計を同じくする者を含む) ※児童扶養手当の受給資格該当者にも助成する	【概要】 母子家庭等に対し医療を受けるのに必要な費用の 一部を助成することにより、母子家庭等の福祉の 増進に寄与することを目的とする。 【対象】 ・18歳未満を扶養する母子家庭の母 ・19歳未満を扶養する父子家庭の父 ・及びこれに準ずる者 【条件】 ・母子家庭等であって町内に住所を有する者 ・前年の所得税が課税されていない者(受給資格者と生計を同じくする者を含む)	土肥町に同じ	土肥町に同じ

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・児童母子福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(3) ア	保育料	【平成15年度保育所徴収基準額】 階層区分　第1階層 定義：生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む） 3歳未満児 0円 3歳以上児 0円 階層区分　第2階層 定義：前年度分市町村民税非課税世帯 3歳未満児 6,000円 3歳以上児 4,000円 階層区分　第3階層 定義：前年度分市町村民税課税世帯 3歳未満児 15,600円 3歳以上児 12,800円 階層区分　第4階層 定義：所得税 64,000円未満 3歳未満児　24,000円 3歳児　20,500 4・5歳以上児 19,200円 階層区分　第5階層 定義：所得税 64,000円以上 160,000円未満 3歳未満児　35,600円 3歳児　28,000円 4・5歳以上児 22,000円 階層区分　第6階層 定義：所得税 160,000円以上 408,000円未満 3歳未満児　46,700円 3歳児　31,600円 4・5歳以上児 24,500円 階層区分　第7階層 定義：所得税 408,000円以上 3歳未満児　55,000円 3歳児　33,600円 4・5歳以上児 25,900円	【平成15年度保育所徴収基準額】 階層区分　第1階層 定義：生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む） 3歳未満児 0円 3歳以上児 0円 階層区分　第2階層 定義：市町村民税非課税世帯 3歳未満児 5,400円 3歳以上児 3,000円 階層区分　第3階層 定義：市町村民税課税世帯 3歳未満児 11,700円 3歳以上児 8,300円 階層区分　第4階層 定義：所得税 64,000円未満 3歳未満児 18,000円 3歳以上児 13,500円 階層区分　第5階層 定義：所得税 64,000円以上 160,000円未満 3歳未満児 30,860円 3歳以上児 23,440円 階層区分　第6階層 定義：所得税 160,000円以上 408,000円未満 3歳未満児 38,520円 3歳以上児 29,000円 階層区分　第7階層 定義：所得税 408,000円以上 3歳未満児 48,000円 3歳以上児 30,800円	【平成15年度保育所徴収基準額】 階層区分　第1階層 定義：生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む） 3歳未満児 0円 3歳以上児 0円 階層区分　第2階層 定義：市町村民税非課税世帯 3歳未満児 6,000円 3歳以上児 4,000円 階層区分　第3階層 定義：市町村民税課税世帯 3歳未満児 13,000円 3歳以上児 11,000円 階層区分　第4階層 定義：所得税 40,000円未満 3歳未満児 21,000円 3歳以上児 18,000円 階層区分　第5階層 定義：所得税 40,000円以上 140,000円未満 3歳未満児 31,000円 3歳以上児 26,000円 階層区分　第6階層 定義：所得税 140,000円以上 370,000円未満 3歳未満児 42,000円 3歳以上児 29,000円 階層区分　第7階層 定義：所得税370,000円以上 3歳未満児 56,000円 3歳以上児 31,000円	【平成15年度保育所徴収基準額】 階層区分　第1階層 定義：生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む） 3歳未満児 0円 3歳以上児 0円 階層区分　第2階層 定義：市町村民税非課税世帯 3歳未満児 6,000円 3歳以上児 3,000円 階層区分　第3階層 定義：市町村民税課税世帯 3歳未満児 12,500円 3歳以上児　7,000円 階層区分　第4階層 定義：所得税 64,000円未満 3歳未満児 21,000円 3歳以上児 14,000円 階層区分　第5階層 定義：所得税 64,000円以上 160,000円未満 3歳未満児 34,000円 3歳児　22,000円 4歳以上児 20,000円 階層区分　第6階層 定義：所得税 160,000円以上 408,000円未満 3歳未満児 45,000円 3歳児　24,000円 4歳以上児 22,000円 階層区分　第7階層 定義：所得税408,000円以上 3歳未満児 55,000円 3歳児　26,000円 4歳以上児 24,000円

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・児童母子福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(3) イ	出産祝金	該当なし	該当なし	【概要】 町内に居住し、住民登録又は外国人登録がなされている新生児の保護者に支給 【支給用件】 町内に保護者及び新生児の住民登録をすること 【祝金の額】 新生児一人につき第1子・2子20,000円、第3子以上50,000円を支給 【申請期間】 新生児の出生届時から1ヶ月以内 【平成14年度支給状況】 34人　800,000円	該当なし

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・児童母子福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(4) ア	保育所・保育園事業	【公立３ヶ所】 熊坂保育園　　定員 90名 柏久保保育園　定員 90名 東保育園　　定員 90名 【保育時間】 平日　7:30から18:00 土曜　7:30から17:00 【クラス】 0・1歳児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児 【私立１ヶ所】 修善寺保育園　　定員 90名 【保育時間】 平日　7:15から18:15 土曜　7:15から12:00	【公立１ヶ所】 土肥保育所　　定員35名 【保育時間】 平日　原則（8:00から17:00） 土曜　原則（8:00から12:00） 【クラス】 0・1歳児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児 該当なし	【公立１ヶ所】 月ケ瀬保育所　　定員60名 【保育時間】 平日　原則（ 8:00から16:00） 延長（ 7:30から 8:00） （16:00から18:00） 土曜　希望者のみ保育 原則（ 8:00から16:00） 【クラス】 0・1歳児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児 該当なし	【公立４ヶ所】 橘保育園　　定員 90名 さくら保育園　定員120名 大東保育園　　定員 30名 原保保育園　　定員 60名 【保育時間】 平日　原則（ 7:30から15:30） 延長（15:30から18:00） 土曜　原則休日 希望者のみ(さくら保育園) （ 7:30から12:30） 【クラス】 0・1歳児（さくら保育園のみ）、2歳児（さくら保育園、橘保育園、原保保育園）、3歳児、4歳児、5歳児 該当なし

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・児童母子福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(4) イ	保育所・保育園の給食	【内容】 献立作成は嘱託の栄養士が作成し、保育所で調理。3歳未満児は米飯も保育所で調理し、完全給食を実施している。3歳以上児は米飯を家庭から持参する副食給食を実施している。 （毎週木曜日については、パン、麺を主食とし完全給食になる）	【内容】 献立作成は学校栄養士に作成を依頼し、保育所で調理。米飯も保育所で調理し、完全給食を実施している。	【内容】 献立作成は臨時の栄養士に作成を依頼し、保育所で調理。米飯も保育所で調理し、完全給食を実施している。	【内容】 献立作成は学校給食の栄養士に依頼し、町給食センターで調理し、各園に配達する。3歳以上児についての米飯は持参、3歳未満児については保育園で調理する。離乳食献立は町栄養士が一部作成し、保育園で一部調理する。おやつは保育園で調理する。
(4) ウ	一時保育	【目的】 保護者の就労、傷病等により児童の保育に欠ける時、その児童を一時的に保育することにより児童の福祉の増進を図る。	修善寺町に同じ	該当なし	該当なし
(4) エ	子育て支援事業	【目的】 地域子育て支援事業では地域とのつながりを保ち、保育所の環境を利用して親子で遊んだり、保護者間の交流など。 【内容】 園庭開放 ・修善寺保育園　月～金　9:30～15:00（祝・園行事は除く） ・生きいきプラザ、町立保育所 各月２回　9:00～11:30	該当なし	【目的】 地域子育て支援事業では地域とのつながりを保ち、保育所の環境を利用して親子で遊んだり、保護者間の交流や、子育ての悩みや相談など。 【内容】 面接相談……子育て支援センター 毎週　木曜日午前中 会場開放……保健福祉センター検診ホール　毎週　月曜日　9：00～11:00	該当なし

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・児童母子福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(4) オ	放課後児童クラブ	【目的】 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し，授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて，その健全な育成を図ることを目的とする。 【委託先】 柏久保幼稚園、くまっこくらぶ 【内容】 開設日数　200日以上 児童数　　10～20人 【対象者】 1年生～6年生 【開設場所】 南小用務員室、熊坂小用務員室 【開設時間】 平日：下校時～午後6時 土曜、夏･冬・春休み：午前8時～午後6時	該当なし 放課後児童クラブ 該当なし	【目的】 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の児童に対し，授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて，その健全な育成を図ることを目的とする。 【委託先】 社会福祉法人　春風会 【内容】 開設日数　290日 児童数　　～30人 【対象者】 小学校1年生～3年生の児童 【開設場所】 天城湯ケ島町子育て支援センター 【開設時間】 通常時；学校終了後～17:50 長期休暇中；8:00～17:50	【目的】 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の児童に対し，授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて，その健全な育成を図ることを目的とする。 【委託先】 社会福祉法人　春風会 【内容】 開設日数　290日以上 児童数　　20～35人 【対象者】 概ね10才未満、その他町長が認める者 【開設場所】 中伊豆町保健福祉センター内、専用部屋 【開設時間】 8：00～17：50

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・児童母子福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(5) ア	母子（寡婦）福祉資金貸付	【概要】 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため所要の資金を貸し付ける。 【対象者・対象となる資金】 ・母子家庭の母 ・20歳以上の子を扶養している寡婦 ・父母のいない20歳未満の子供 【償還方法】 ・貸付終了(卒業)後、一定の措置期間後、償還を開始 ・方法：月賦・半年賦・年賦(資金の種類により異なる) ・期間：資金ごとに異なるが、最長10年	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・児童母子福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(5) イ	児童扶養手当等	児童扶養手当 【目的】 経済的支柱である父と生計を同じくしていない児童が育成される世帯に児童の心身の健やかな成長に寄与するため手当を支給し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。 特別児童扶養手当 【目的】 身体、知的又は精神に障害のある児童を監護している者に対して、特別児童扶養手当を支給することにより、障害児の福祉の増進を図る。 児童手当 【目的】 より家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ	修善寺町に同じ